

**令和5(2023)年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙**

公益財団法人神奈川県スポーツ協会
神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
代表者 殿

●●クラブ
会長 ●● ●●

本クラブは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会に登録申請いたします。

いづれかに○印	
1. 新規登録	
2. 更新登録	

〔凡例〕

全国協議会:総合型地域スポーツクラブ全国協議会
都道府県協議会:都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

1. 基準適合状況

全国協議会が定める基本基準		全国協議会及び都道府県協議会が定める 必ず満たすべき運用ルール	左記を 満たす 場合○印
分類	個別基準		
(1)活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・	
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代のうちいづれか2区分以上の会員※2がいる。 A)未就学児 B)小学生 C)中学生 D)高校生(～18歳) E)～29歳 F)～39歳 G)～49歳 H)～59歳 I)～69歳 J)70歳～ ・	
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3 ・	
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4 ・	
(2)運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である。(又は当該市町村の住民と隣接する市町村の住民を合算すると過半数である。) ・非営利組織である。※7 ・	
(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 ・	
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。 ・	

- ※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
- ※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3:当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とするとはしない。
- ※4:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関や参加者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※5:規約・会則・定款等を指す。
- ※6:特別区は市町村に準ずる。
- ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

2.添付申請書類

申請書類名	添付に ○印	備考
申請書類①.登録基準確認用紙(本用紙)	△	
申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等)		データ提出必須
申請書類③.規約・会則・定款等		新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類④.役員名簿		新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算		
申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算		申請年度に創設した総合型クラブは提出不要
申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果		データ提出必須
申請書類⑧.申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録		申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨.スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書		
申請書類⑩.都道府県協議会が定める運用ルール及び都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物		

3.連絡先情報

フリガナ 担当者氏名		クラブでの役職	
TEL		E-mail	

【個人情報の取り扱いについて】

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の取り扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録認証制度登録クラブ個人情報の取り扱いについて」に基づくものとします。

あくまでも全国協議会の基本基準、運用ルールに基づく確認用紙としている。